

平成 24 年（ワ）第 206 号

柏崎刈羽原子力発電所運転差止請求事件

原告 吉田隆介他 131 名

被告 東京電力株式会社

2012(平成24)年10月9日

原告ら訴訟代理人弁護士 和田 光弘

同 今井 敬彌

同 松永 仁

同 水内 基成

外

新潟地方裁判所第二民事部 御中

準 備 書 面 (2)

3, 11 原発大事故後の原発推進学者の謝罪と欺瞞の論理、 重大な国土の喪失

1 3, 11大事故と原発推進学者らの謝罪

1) 2011年3月31日これまで自民党政権の原子力発電政策に協力してきた青木芳朗元原子力安全委員はじめ16名の専門学者らは、「福島原発事故についての緊急提言」を発表し、国民に謝罪した(別紙1)。はじめに、で次のように述べている。

「はじめに、原子力の平和利用を先頭だつて進めて来た者として、今回の事故を極めて遺憾に思うと同時に国民に深く陳謝いたします。」

これら、原発推進学者らの大部分は、請求の原因にもあるとおり、被告東京電力等と所謂「原子力村」を形成してきた人達である。

請求の原因を補足すると、原子力発電は産・官・学の強固な連携のもとに推進されてきた。これは週刊誌が2002年にはじめて取り上げたものである(東電揺らす嘘集団 AERA 2002, 9, 16号)。

電力会社は、地域独占と総括原価方式という電気事業法の支援のもと、豊富な資金を原発推進学者群に与え、かつての通商産業省、現在の経済産業省で育てられた原発必要官僚らに退職後の天下り先を用意し、これら学者や技術者、官僚等を通じて、原子力安全委員会や原子力安全・保安院の企業の原発運転に対する運営や監査に手心を与えるという実態があった。

東電など原子力にかかわる人達は、エリート技術集団と目され、次第に社内でエリート意識を高める反面、「素人は口を出すな」といわんばかりの雰囲気がつくられていった。そうして、かつてはこの集団は旧動燃、核燃料サイクル開発機構に改組した「核燃料リサイクル」政策の中核技術集団が、1995年の「もんじゅ」事故でビデオ隠し、97年の再処理施設事故で虚偽報告をした体質を声高に糾弾していたのに、2002年8月頃には東電内17基の原発

のうち1980年代後半から90年代前半にかけ自己点検のごまかし、ひび割れなど29件のトラブル隠しが発覚し、2007年には定期点検のデータ改ざんが発覚している。

このようななかで、〈「俺達が大丈夫だといったら大丈夫だ。素人は口を出すな」というおごりを助長させる素地がある。このおごりこそが、ごまかしに向わせた最大の動機だ。〉（以上同誌）というのである。

この「原子カムラ体質」は、3, 11大事故後も全く解消されていない。2012年4月、核燃料サイクルのあり方を議論している原子力委員会（内閣府）が、電力会社など推進派だけで非公開の会議を開き、それをもとに報告書案を書き換えていた。その遠因は原子力委事務局に電力会社や原子炉メーカーから社員が出向しており、議事内容が社員につつぬけになり、案も簡単に書き換えられるという「なれあい体質」が温存されていることにあった。

2) このような「原子カムラ」に多かれ少なかれ足を踏み入れている学者はこれまで反原発裁判や公的立場でどのような証言をおこなってきたのか。

ア) 内田秀雄氏の場合——炉心溶融は起こらない

我が国の反原発裁判で最初に提起されたのは、四国電力の伊方原発に対する1973年の大阪弁護士会有志の手弁当による訴訟であるが、77年から原子力安全委員長に就任した内田秀雄が被告国側証人として出廷し、「ECCSは着実に作動するので、炉心溶融は起こらない」と証言し、（京大原子炉実験所助手小出裕章「伊方原発訴訟判決の科学・技術的問題点」ジュリスト668、1978、7、1号）、更に、〈炉心内の全燃料が溶融したと考えた場合に相当する核分裂生成物の（格納容器内への）放出のみを仮定し、格納容器の健全性は守られる、という立場をとったのであった。しかし、一方で炉心溶融を仮定し、（核分裂生成物の放出量）、一方で炉心溶融を否定する（格納容器の健全性）という事故の想定は、科学的に言えば明らかに不合理であり、当時の審査

会の中でも必ずしも理解されず、三島良積東大教授などは、その著書の中で、明確に炉心溶融をを想定すると書いているのである。・・・（中略）・・・被告国側は、事故の想定が如何に不合理であろうとも、一貫して炉心溶融の発生自体は否定し続けたのであった。〉（同論文）にもかかわらず、高松地裁の一審判決（1978年4月）は「炉心溶融に至ることまでの想定はしている」と被告の主張にはないことを断定した非科学性を批判している。

イ) 斑目春樹氏の場合——「割り切りだ」

中部電力の浜岡原発をめぐる訴訟で、07年2月の裁判で東大教授斑目春樹氏は中電側の証人として出廷し、全電源喪失を想定しないのかと質問され、「割り切りだ」と答弁したという。この人は2010年から原子力安全委員長に任命されている。

ウ) 斑目春樹氏の場合、その2——「水素爆発はない」

3, 11大事故後、福島第一原発1号機は12日に3号機は14日に水素爆発を起こし、放射性物質を拡散させたが、菅首相はその前に水素爆発はないかと斑目委員長にきいたところ、「ない」と断言している。

しかし、田辺文也社会技術研究所長によれば、全電源喪失が続くと、やがて冷却水がなくなり、燃料棒が露出し、水素爆発や炉心溶融に至ることは、スリーマイル島原発事故以降は世界中の専門家にとって自明だというのである。

エ) 鈴木篤之氏の場合

2006年からの原子力委員長鈴木篤之氏も今回の大震災について「大変なことが起きてしまった。申し訳ないと思っている」と言うだけである。

2011年4月6日の衆院経済産業委員会で電源喪失を「想定外」としていたことに関し、鈴木氏は「国民の皆様に変な申し訳ない」「電源喪失の事態に備えてこなかったことは正しくなかった」と答え、斑目委員長と寺坂原子力安全・保安院長も陳謝している。

オ) 松浦祥次郎氏の場合

元原子力安全委員長松浦善次郎氏は、かつて、原発は隕石の落下による直撃などに対応できない等と発言し、裏がえせば、それ以外の安全性は保持していると自信を見せていた。

3)

原発推進学者の謝罪は僅か2行で終り、後は、福島原発の水素ガスによる火災、爆発による格納容器の破壊の可能性など、現状の深刻な状況を述べたあと、当面は冷やす、閉じこめることに集中すべく、国を挙げた強力な体制を政府に求めるとしている。

一体、各地の裁判でメルトダウン（炉心溶融）は起きないと裁判所の面前で証言したのは原子力安全委員長ではなかったか。2006年の原子力安全委による新審査指針の8に地震随伴現象への考慮の項がもうけられ、〈(2)施設の使用期間中に極めてまれではあるが発生する可能性がある」と想定することが適切な津波によっても、施設の安全機能が重大な影響を受けるおそれがないこと。〉と、前述のとおり幾多の大津波で甚大な損害を出している現状を見ないかの如くまことに遠慮がちに津波への防護策を打ち出したのは誰かということである。16名の中には、専門の不詳の人が2名いるが、元原子力学会会長が4名、元原子力安全委員長が2名、元原子力安全委員か委員長代理が5名（重複あり）あと東大、京大、東工大、学術会議会員等となっている。

このように、自分たちの行ってきた反安全の施策をひとつひとつ明確にして反省することなく、単に2行で陳謝し、あとは政府に要請するなどは、国民の誰も受けつけないであろう。

たとえば、東日本大震災1年の2012年3月15日「原発は退場すべきか」（朝日新聞）で、日本原子力学会会長 田中知教授は吉岡齐九大副学長（政府事故調査委員）と共に登場している。吉岡氏は退場賛成論だが、田中氏は違う。シビアアクシデントの対応が十分でなく放射性物質の大量放出を防ぐべきなのにできなかった。いくら反省してもしきれないが、〈だからといって原子

力発電がだめだということでない）〈今回の事故と言う特別の問題と、原子力の安全と言う全体の問題は違う。〉〈原子力は人類が扱える技術だと思う〉という。

口先は反省の言葉を出す、事故は特別な問題で原子力の安全という全体とは違うというおかしな誤魔化しが始まっている。しかも、原子力発電は商業運転を開始してから半世紀以上経っているのに、終末処理の技術を持たない未熟性を認めようとしないのである。これでは何の反省もない。同紙の声欄（3月22日）に「やはり反省していない専門家」と題してA氏が痛烈な批判文をよせるのは当然のことだ。

原子核工学や放射性物質の専門家は、その専門性が国民生活の向上のためになるとの信頼性の故に、時の政府から原子力安全委員会委員等に任命されるのである。それが当時の総理大臣に、スリーマイル島原発事故以降常識となっている全電源喪失で冷却困難となった時、水素爆発はないと進言することは、直ちに「専門」の2字を国民に返上しなければならないだろう。

そうだとしても、専門家も資本主義社会に生きる人間であり、国立大学では妻子を持つての生活では、困窮することもあるのかも知れない。情報公開法によるマスコミの請求で、原子力業界から2006年から5年間、田中知教授が400万円、山口彰阪大教授が824万円、山名元京大教授が615万円受け取っているが、寄付に左右されないと言う。

又、泉佳伸福井大教授は2010年30万円、西本和俊阪大教授は06年から08年に360万円、三島喜一郎元京大教授は06年から07年に300万円、飯井俊行福井大教授は06年から10年に700万円、山本章夫名大教授は09年から10年に100万円、各寄付を受けているが、各自の発言に影響はないという。

国民はこのような記事も注意深く見つめている。昨年12月21日の朝日新聞で「原発費用のあり方、識者に聞く」で登場した山名教授は、大島立命館大

教授の〈原発は市場経済の中で成り立たない技術だ〉というのに対し〈40年の実績では確率は500分の1、これだと10年に1回福島級の事故が起きることになるが、それはありえない〉日本の原子力で〈エネルギーは安定し、みな恩恵を受けてきた〉と述べ、原発継続を訴えている。推進派の面目躍如たるものがあるものが読み取れよう。

このようなことを見る限り、専門学者と称する人たちは、研究室に閉じこもる時間が長く、一般より社会性が乏しい人といえるかも知れない。

2012年6月科学技術白書が閣議決定された。国民への意識調査では、科学者を「信頼できる」と考える人が、3、11大事故前の76～85%から震災後は65%に大きく下がっている。次に、科学技術の研究開発の方向性は、大事故前は専門家が決めるのが良いが59、1%であったが、事故後は19、5%と激減している。次に、大事故前と比べて科学技術に対する不安が高まった分野の第1は、原子力発電の安全性で68、0%に達している。

反対に、専門家の立場で、国民からの信頼度についての調査で「信頼している」又は「どちらかといえば信頼している」と答えた人は44%で、「信頼していない」又は「どちらかといえば信頼していない」の人が39%であった。震災後の国民の専門家への信頼度が低下しているのに、それを感知しない専門家の独善性が窺われる。

2 原発推進学者の傍観者の論理・欺瞞の言語

安富歩東大教授によれば、原発推進学者には東大話法をつかって一般人を欺瞞するが多いと指摘する（同人著「原発危機と東大話法——傍観者の論理と欺瞞の言語」2012年明石書房）。

ア) 関村直人東大教授の場合

3、11大事故の12日の一号機の爆発のあった時、〈テレビで原子炉建屋が爆発して吹き飛ぶ場面が映されていたというのに、「爆発があった」と言わ

ず、「爆発的事象」と言いました。（中略）「格納容器の健全性は保たれています」とテレビで根拠なく言い続けておりました。もちろん、実際には格納容器は壊れていました。

この奇妙な言葉遣いの中に、原子力というものの抱える問題が端的に表現されています。それを私は「原子力安全欺瞞言語」と呼んでいます。この言語の恐ろしさは、「専門家」と自称する人びとが、自分自身を騙すために用いている点にあります、そうすることで、正気では信じられないことを信じて、正気ではできないことができるようになるのです。）（32頁）と指摘する。

イ) 大橋弘忠東大工学研究科教授の場合

2005年12月25日公開討論会「玄海原子力発電所3号機プルサーマル計画の『安全性』について」が開催され、批判派の小出裕章京大助教に対し、大橋教授が賛成派の立場で討論が行われたものである（あとでこの討論会は九州電力、原子力安全・保安院がヤラセの動員を指示していることがわかっている）

a) まず小出氏が MOX 燃料ペレットの熔融点に関し〈人間の技術は、「間違えてしまうこともあるわけだし、想定していることに関しては対応できるけれども、想定していなかったことが起これば対応できない」と言うものであり、そのために、何か思わぬことがあった時の安全性の余裕を残しておかねばならない、しかるに、プルトニウムとウランを混ぜて燃料とするということは、たとえば融点を下げってしまうなどの形で安全余裕を食ってしまう。そういうことを平気でやる、そういう態度がそもそも問題だ。〉（62頁以下）と発言する。これに対し大橋教授は〈これはもう安全余裕を完全に間違えて理解しておられる方の考え方〉だと批判し、〈結局のところ「いろいろ想定して、対処できるようになっているので、なんら技術的に問題ない」〉と言っている。〈小出さんが「想定外の事態があるから、そこはできるだけ安全余裕を持たしておかねばならない、それが原発のような危険なものを相手にする時の原則だ」と言っ

ているのに対して、大橋教授は、「想定外のことを論じるなど、安全余裕を完全に間違えて理解している」と言っているのです・・・中略・・・これは全くの詭弁です、「安全余裕」という言葉を、意図的に「全く間違えて理解」して、自分自身を騙しているのが、大橋教授の方であることは、誰の目にも明らかです。）（同63頁）と批判する。

b) プルトニウムの毒性について、大橋教授は次のように言う。

〈「プルトニウムは水にも溶けませんし、仮に体内に水として飲んで入ってもすぐに排出されてしまいますから、その小出さんが言っているような事が起きるのは、全く仮想的にプルトニウムのツブツブを一個一個取り出して、皆さんの肺を切開手術をして、肺の奥深くの出てこないところに一つずつ埋め込んでいったらそれぐらい死にますよと、全く起きもしないような仮想について言っているわけです。そんな事をやっていったら皆さん自動車にも乗れないし電車にも乗れない」〉（同64頁）。

著者はこの議論の欺瞞性は、〈第一に、プルトニウムは不溶性であるがゆえに「安全だ」、といている点です。不溶性である、という性質はここで言っているように貯水池に放り込んでも溶けない、という面では安全かもしれませんが、しかし、プルトニウムが微粒子となってチリに付着し、それを吸い込んでしまった場合には、溶けないという性質が逆に危険になります。水に溶けないものが肺胞に付着してしまえば、どこにも行かないからです。〉（同頁）と批判する。次に著者は〈自動車や電車に乗るのは、その必要があるからです。必要があるので、そこから生じるリスクを引き受けるわけです。ところが、原子炉から飛び出してきたプルトニウムには、何等の効用もありません。そんなものを引き受けられる筋合いはどこにもないのです。ですから、プルトニウムの危険性と自動車や電車の危険性とを同列に論じるのは危険です。〉（同65頁）と厳しく指摘する。

c) 格納容器の破壊についての大橋教授は、〈「事故のときどうなるかというのは想定したシナリオに全部依存します。全部壊れて、全部出て、全部が環境に放出されるとなればそんな結果でも出せます。それは大隕石が落ちてきたらどうなるかという、そういう起きもしない確率についてやっているわけですね。皆さんは原子炉で事故が起きたら大変だと思っているかもしれませんが、専門家になればなる程、そんな格納容器が壊れるなんて思えないんですね」という発言は注目に値します。ここで大橋教授は、「専門家としての水準」と「格納容器が壊れるなんて思えない程度」とが比例すると言う興味深い事実を明らかにしています。大橋教授は、前者に従って後者は生じる、と思いついでいるようですが、既に、福島第一原発で、格納容器が実際に壊れてしまった現在では、それが単なる幻想に過ぎなかったことは明らかです。〉（同66頁）と真っ向から批判し、更に、〈原子力の専門家であるための条件は、原子力についての真理に暁通することではない、のです。そうではなくて、欺瞞言語を心身に浸透させていって、まともに思考できなくなり、原子力業界の安全欺瞞言語でしかものが考えられなくなって、「格納容器なんて壊れるわけないよね」と「思い込める」ということが、専門家の条件なのです。〉（同67頁）と空恐ろしい原子力推進の専門家の条件をまとめる。

小出氏はこれに対し、〈今、大橋さんは格納容器が壊れる確率なんてものすごく少ないんだという発言をされたわけですけども、国は必ずこうなんです。格納容器は壊れない。じゃあ、格納容器が壊れるような事故はどういうふうに呼ぶのかというと、「想定不適当事故」だということです。考えちゃいかん。そんなことはないのです。〉（同頁）と厳しく追及する。著者は、〈「想定不適当事故」。なんという恐ろしくも愚かしい言葉でしょうか。そしてこれこそが、原子力業界の欺瞞言語の本質を、如実に示す言葉です。〉（同頁）とまとめている。

著者は更に、大橋教授は水蒸気爆発の専門家と自称しているが、論文のリス

トをみる限り、水蒸気爆発ではなく、コンピューターによる簡単なモデルのシミュレーションをしているに過ぎないと内幕を暴露している。

ウ) 鈴木篤之東大教授（前述の元原子力安全委員長）

月刊誌「世界」1992年11月号で、高木仁三郎氏とプルトニウム利用計画で討論している（185頁）。〈この対談の最後の発言を高木さんは、「私はプルトニウムを、取り出さない、再処理をやらないという日本の選択によって失うものは何もないし、国際的な安定化や、平和に寄与する方向だと信じます」という言葉でしめくくったという（同頁）。

これに対し鈴木氏の発言には、〈最初に原子力は使うべきという「立場」が宣言されています。話はそこから始るのです。そしてその立場に都合の良い話が串団子のように並べられます。原子力は使うべきという立場からすぐに使い方話に行って、世界的に資源リサイクルの趨勢だから、原発もリサイクルという強引な話になります。しかし、再処理は物理的にも政治的にも危険すぎるからやめるべきだ、という高木さんの重い指摘を、「資源リサイクル」という何の関係もない話で片づけるのはとんでもない詭弁です。〉（同186頁以下）。と批判する。著者によれば、東大話法規則の大部分が使用されているとする。そうしてこの東大話法が東大関係者だけの話法でなく、この欺瞞的用語法が一般化されているというから注意が肝要である。

3 文明災としての3, 11原発大事故

2012年の元旦、昨年4月に東日本大震災復興構想会議特別顧問に就任され、「隠された十字架——法隆寺論」（1972年、新潮社）などを展開された著名な哲学者、梅原猛氏は、朝日新聞誌上に登場し（別紙2）、今回の3, 11原発大事故（以後3, 11大事故と略記）の体験に関し、これは「文明災」だと喝破された。即ち、

「文明が変わらなくてはいけないし、文明を基礎づける哲学も変わらな

くてはいけない。現代の科学技術文明を基礎づけたのは一七世紀のフランスの哲学、つまりデカルトですね。科学が発展すれば、人間は自然を奴隷のように支配できるという彼の哲学が人類の思想となったわけです」

「ところが今回の原発事故をみて、すぐ文明災という言葉が浮かんだ。地震、津波は天災。政府や東京電力が危険の手当てをおろそかにしてきたのは人災。しかし、それだけでは尽きない。世界の文明国は多かれ少なかれエネルギーを原発に頼っている。事故は文明の災害でもある」

とお答えになる。

「ところが20世紀になって原子力が発見された。人間の力を超えたエネルギーですね。温暖化防止にも役立ち、人類の救世主のように思われたけど、結果として悪魔のエネルギーだった。一部の人は原発容認を言っているけれど、10年20年の対策としては必要だとしても、脱原発は歴史の必然です」

とし、文明や哲学は

「やはり自然との共存という思想に帰らなくてはならない。人間は自然を征服できるという西洋の思想に対し、日本には、動物はもちろん植物も鉱物もみな仏だという『草木国土悉皆成仏』の思想がある。日本は国土の3分の2が森で、神社には必ず森を残した」

そうして、どう変わっていくべきかについては、

「やはり過剰な消費生活は慎むべきだな。自然エネルギーを利用して、『もったいない』精神で生活する。それが日本の伝統にかなう」

と述べておられる。

3, 11大事故は文明災であるという梅原さんの言葉に大きな感銘を受ける。これまで人類が営々と築きあげてきた理論と技術、その頂点にたつと言われてきた原子力発電の商業運転の開始はイギリスの1950年代から、我が国では東

海原発の 1960 年代からであるが、あれから 50 年、60 年経過しているにも拘らず、最終処理技術が確立したことを知らない。

青森県六ヶ所村は単なる中間処理施設に過ぎない。柏崎刈羽原発に関する第一次裁判（新潟地裁昭和 54 年（行ウ）第 6 号、同 55 年（行ウ）第 4 号、平成 5 年（行ウ）第 3 号事件、被告は国）で、原告側が「原発はトイレなきマンションである」と揶揄し、批判した現状は何も改善されておらず、高速増殖炉計画も各国がことごとく撤退し、残ったのは我が国だけで、もんじゅ原発はまだ再開がない。運転再開を求める宮崎慶次・大阪大名誉教授は「高速実用化の将来」とは「数百年数千年後と考えているようだ（「エネルギーレビュー」2001, 3）。そうして 3, 11 大事故のあとも、原発を積極的に推進すべきとし、今回はレベル 6 とすべきと開きなおっている（AERA、2011, 4, 25）。

核燃料サイクル開発機構は、高レベルの放射能廃棄物の地層処分を方針としていたが、神戸大学石橋克彦教授が、十万年という間、安定な地層をあらかじめ見つけることは、現在の地震学ではできないと指摘すると、核燃の技術者は何も答えられなかった。2000 年 10 月の話である。

使用済核燃料の半減期が十万年であることは、原発関係の書籍にも書いてあることであり、原子核工学など理工系でなく、文系を卒業した我々弁護団も原告らも素人としてその知識を受容することができる。しかし 10 万年という時間が想像もつかないどれほど長いものであるかは経験することができないのでわからない。ジャレド・ダイヤモンド博士の「銃・病原菌・鉄」（2012、上・、下、草思社）によれば、約 700 万年前に猿から分岐した人類が、約 1 万 3000 年前の氷河期の終わりのあと、どのようにアフリカから他の大陸へ広がり、「文明の誕生」と称される出来事が生じたか、そうして、西欧流でいうコロンブスの新大陸発見は 1492 年であるが、その後、スペインの征服者ピサロが 60 人の騎兵と 106 人のならず者部隊を率いてインカ帝国に乗り込

み何故勝利したか等々の人類史が綴られている。著者の多方面にわたる博識には驚かされるが、その論じる時間の単位が数百年とか数千年である。この壮大な人類史は年月が長大であるだけに、頭脳にたたきこまなければならないが、仮に反論があれば論争することはできるであろう。

先程、宮崎教授や核燃の技術者の言動について触れたが、原発推進の学者・技術者が、数百年、数千年と言う限り、素人である我々弁護団も十分論争できることになる。蓋し、専門家であろうと素人であろうと、誰も経験できない長い期間に関する論争であり、それは結局、一人の人間として、どのような人生論、文明論を持つかによって決する外なく、究極的には梅原さんの思想に賛同する人が多いと考えられるからである。これは大飯原発3号機の再開に関する最近のマスコミの世論調査でも反対論が第一であることが、これを示している。

4 原発のリスクと人類の制御

請求の原因でも主張した通り、3, 11の重大事故を受けて、ドイツ・メルケル政権は、「原発を止めろ」のデモや集会、世論調査を受けて、2011年4月4日、技術委員会と別に「安定したエネルギー供給のための倫理委員会」を設け、原子核工学者を一人も入れず、産業界、労組、学会、宗教界、政界から17名を選任した。同委員会は5月30日「ドイツにおけるエネルギー転換—未来のための共同の仕事」と題する報告書を提出し、約10年以内に脱原発は可能で望ましい旨の勧告をした。政権はこれを受けて6月6日、2022年までに全17基の原発閉鎖の閣議決定をしている（「欧州のエネルギーシフト」脇坂紀行、2012、岩波書店）。これは従来から生殖技術や新薬の活用などの医学分野の倫理観を原発問題にまで延伸したものであり、委員の一人は、脱原発を単に政策や技術の問題ではなく、倫理や科学のあり方からとらえようとしていると言う。

報告書は原発の抱えるリスクを人類が制御できるのかを検討し、<フクシマ

原発の事故は、「安全」についての専門家の判断への信頼を揺るがした。その判断に依拠してきた多くの市民はとくにそう感じるだろう。制御できない大災害が起きることは、反原発運動に加わらない市民でさえ望んでいない。この根本的な可能性をどう考えていくのか倫理委員会は答えを迫られている>と問いかけている。

又、「核のゴミ」の最終処分については、<脱原発であろうがなかろうが、運転期間がどれだけになろうが、原発の最終処分の問題は解決されねばならない。それは大きな倫理的義務である>と明確である。

更に報告書は、脱原発の道筋について、6条件を挙げ、電力輸入の可能性について、第一に、<隣国の原発で作られた電力を安易に輸入しない>と宣言している。社会学や哲学、生物学、プロテスタント代表等からなる会議の報告書は、ここまできると、その発想の論拠が哲学者梅原猛と同一の土壌にたっているということができ、我々も倫理や哲学をとおして原発のあり方を広く議論する共通の土台にたつことができるのである。

5 3, 1 1 原発大事故と国土の喪失

1) 国際評価レベル7に達した3, 1 1大事故は、他の災害と異なり国土の喪失という局面をもたらす。日本のような狭小の島国でその7割が山間部である地形から、国土の喪失は国民の誰もが認容するところではあるまい。

政府は2011年3月12日、原子力災害対策特別措置法にもとずき、福島原発1号機の水素爆発後の午後6時25分半径20キロ圏内の住民に避難指示を命じた。4月21日には「警戒区域」と指定され、立ち入り禁止となった。

炉心溶融というあってはならない原発事故があり、水素爆発による高濃度の放射性物質が環境に放出され、空中から地上、海中に拡散された。経験したことのない放射性物質による汚染の被害とその除去は、これ自体大きな問題である。

しかし、住んでいる住民への立ち入り禁止、事実上の退避命令は、原子力災害の特殊性（同法第1条）からくる、住民にとってはもっとも厳しい処置であろう。住民の立ち入り禁止ということは、町内に宅地、建物、田畑を所有していても、建物に入っただけの生活や田畑の耕作は罰則付きで禁止される。住居や田畑や家畜は荒れるにまかせるしかない。電気の生活がいいからといって、誰がこのような退避生活を願望するだろうか。

土地はありながら、住民が生活し生産活動をするができない。これは正に、国土の喪失というべきである。

福島第一原発1号機から半径20キロ圏には、①双葉町（立地町、人口7170人、面積51,40平方キロ）②大熊町（10992人、78,70平方キロ）③富岡町（福島第二原発の立地町、15910人、68,47平方キロ）④楡葉町（8188人、103,45平方キロ）の大部分⑤浪江町（21615人、223,10平方キロ）の南半分が含まれる。今、楡葉町を100平方キロ、浪江町を111平方キロと概算して合計すると、409,57平方キロとなり、これだけの国土が失われたと考えてよい。

又、政府は7月17日飯館村について三つの新たな地域に再編し、このうち一番南にある長泥地区は帰宅困難区域と指定され、立ち入り禁止となっている。

発電のために、このような負荷と犠牲を住民にかけていいのか、これこそ原発推進学者が問われなければならないところである。

6 本件審理のありかた

3,11原発大事故から既に一年半を経過した。この大事故で福島県から避難指示等で故郷を追われた人は16万人にのぼる。本件原告の中でも、佐藤定利さん、緑川敦子さんのように郷里から追い出された人が何人もいる。被告東電は、まずこの人達に謝罪すべきである。

大江健三郎氏らが呼びかけた「さようなら原発1千万人署名」では2012

年6月15日、当面集まった645万人分の署名簿を野田総理大臣あて提出した。

同年3月23日から始った総理大臣官邸前の原発反対の金曜デモは、次第に数を増し、いまや10万人を超える人々が参加している。

野田政権は事故後の新しいエネルギー政策を打ち出すための国民的議論を聞くため、同年7月から実施してきた①意見聴取会で原発「0%支持」が68%となり、②パブリックコメントでは90%となり、③討論型世論調査では電話時の32、6%から討論会後は46、7%に増えている（同年8月23日、朝日）。これを受けて政府は、9月14日「2030年代に原発稼働ゼロ」を目指す「革新的エネルギー・環境戦略」をまとめ、「30年代に原発稼働ゼロを可能とするよう、あらゆる政策資源を投入する」と定めた。2011年6月、イタリアの原発をめぐる国民投票で、原発凍結への賛成が94、05パーセントに達した時、自民党石原幹事長が集団ヒステリー状態と批判した（脇坂、前掲書103頁以下）に比較すれば、政権の意気込みは認めねばなるまい。

前述の第一次裁判に比較すれば、我々の脱原発の訴訟には過半数の国民の支持があることが心強い。また3、11大事故以来、原発推進学者の信用は地に墜ちているのであるし、素人を騙す東大話法で「原発安全神話」を振りかざしてきたことも明らかになった。きたるべき証人尋問で、原発推進学者と法廷で対峙するとしても、専門の学者として仰ぎみるのではなく、原子力発電それ自体、終末処理技術が欠落する未熟の技術であって、再度3、11のような大事故が起る可能性を否定できないこと、そもそも世界一の地震国に原子力発電は成りたつのか、高レベル放射性廃棄物の長期処理や保管の技術、そうして、原発稼働の倫理観、文明論まで糾すことができる。

裁判所はこれらを十分勘案しながら、本件審理を進めて行かれることを切望する。

以上